

扶養認定基準の一部緩和について
(「130 万円の壁」への対応)

厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」公表に伴い、扶養認定の収入要件を一部緩和し
10 月 20 日以降の扶養認定において、収入基準を超える場合でも、以下の要件を満たす場合は扶養認定を
継続するまたは新たに扶養認定を行います。

※収入基準：対象者の年収が 130 万円(60 歳以上または障害者は 180 万円)未満

- ・人手不足等による労働時間延長に伴う一時的な収入増であること
- ・一時的な収入増であることを証明した事業主の証明書を提出すること
(事業主＝扶養認定対象者の勤務先)

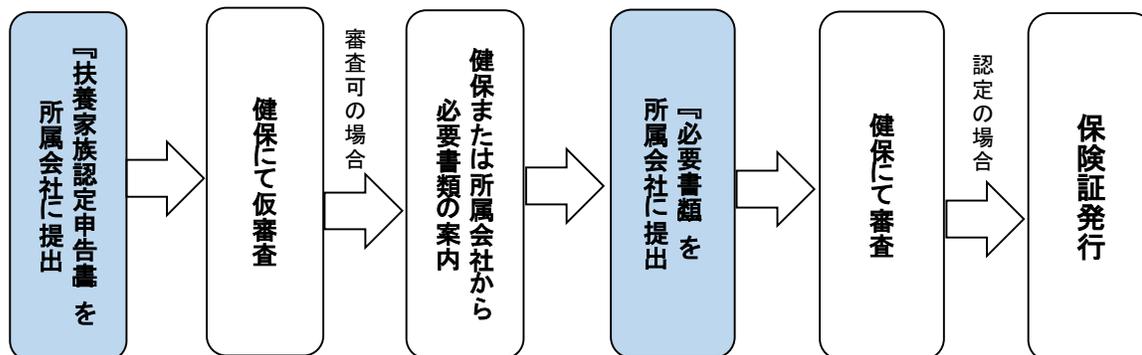
【注意点】

- ・収入基準以外にも扶養認定基準がありますので、今回の扶養認定基準の一部緩和により、**必ず扶養認定されるものではありません。**
- ・自営業者・フリーランスの方は、この措置の対象外です。
- ・恒常的な収入の増加等で収入基準を超える場合は、この措置の適用はありません。
- ・収入には課税・非課税の交通費や、諸手当、賞与等が含まれます。
- ・10 月 20 日以前の扶養認定手続きにおいては、この措置の適用はありません。(遡及しません)
- ・今回の措置については、あくまでも「一時的な事情」として収入変動に係る認定を行うことから、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができるとされています。

【手続き例】

① 新たに扶養認定を申請する場合

＜扶養認定の流れ(出生以外)＞



＜当措置に対応した扶養認定申請の流れ(次ページのチャートもご参照ください)＞

- 扶養認定を申請する際に、前年の年収あるいは直近3か月の収入を年収換算した場合、収入基準を超過しているが「一時的な収入増」に該当すると思われる場合は、事業主に証明書発行の可否を確認してください。

(この場合の事業主とは扶養認定対象者の勤務先です。)

- 証明書発行可の場合はその旨を『扶養家族認定申告書』に記載し提出して下さい。
- 『扶養家族認定申告書』をもとに健保で仮審査を行い審査手続き可能の場合は、健保または所属会社より審査のための『必要書類』を案内します。

(必要書類は申請対象となる方によって異なります。)

- 『必要書類』提出する際に『事業主の証明書』をあわせて提出してください。

(『事業主の証明書』が不要となるケースもあります。)

- 提出書類をもとに健保で審査を行います。
- 審査の結果、認定の場合は保険証を発行します。保険証は所属会社よりお渡しします。

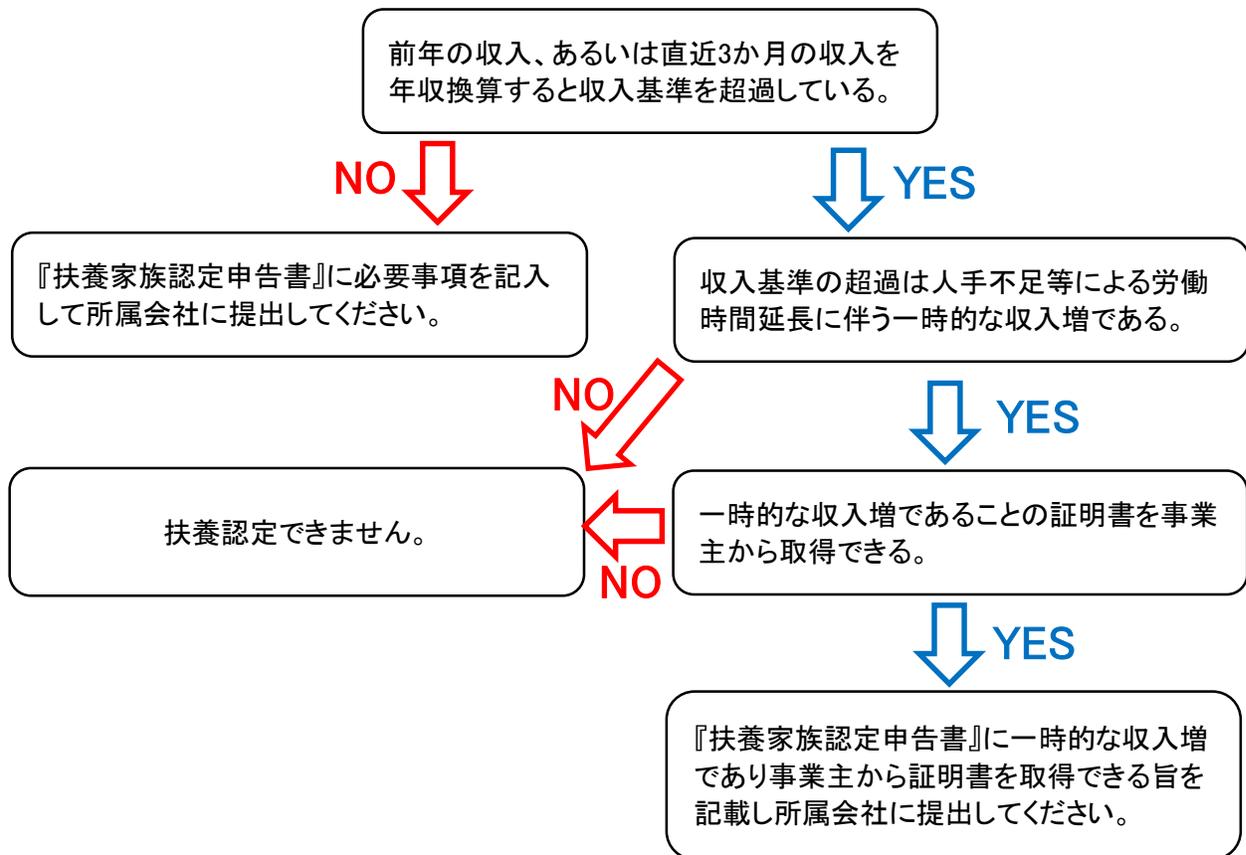
(認定不可の場合は所属会社より連絡します。)

※ 保険証の発行はマイナンバー登録確認後になります。

※ 今回の措置を受け再度扶養認定の申請を希望される場合も同様の手続きとなります。

※ その他の扶養認定は従来通りです。

<扶養認定確認簡易チャート>



② 被扶養者資格調査において収入確認を求められた場合

健康保険組合では、被扶養者が被扶養者の認定基準を満たしているかどうかの確認(被扶養者資格調査: 検認)を定期的に行っています。

この調査においては、収入の確認を行いますが、収入基準を超過していても、人手不足等による労働時間延長に伴う一時的な収入増である場合には、その旨を証する事業主の証明書提出することで扶養認定を継続します。

※令和5年10月20日以降に実施する被扶養者資格調査から適用します。

令和5年度に行った、令和5年9月末日提出期限の被扶養者資格調査の対象の方には適用はありません。